

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、国民健康保険特別会計において拠出する子ども・子育て支援納付金に係る費用を編成するため、令和 8 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年度ふじみ野市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

令和8年3月31日

ふじみ野市長 高 畑 博

(別紙)

令和8年度ふじみ野市一般会計補正予算(第1号)

令和8年度ふじみ野市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,

225,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,527,436	268	10,527,704
	1 国庫負担金	9,462,468	268	9,462,736
16 県支出金		3,971,582	681	3,972,263
	1 県負担金	2,876,571	681	2,877,252
19 繰入金		4,034,877	317	4,035,194
	1 基金繰入金	4,001,648	317	4,001,965
歳入	合 計	53,224,526	1,266	53,225,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		25,433,337	1,266	25,434,603
	1 社 会 福 祉 費	10,137,167	1,266	10,138,433
歳 出	合 計	53,224,526	1,266	53,225,792

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	9,458,668	268	9,458,936	1 社会福祉費負担金	268	国民健康保険保険基盤安定負担金 268
計	9,462,468	268	9,462,736			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	2,859,716	681	2,860,397	1 社会福祉費負担金	681	国民健康保険保険基盤安定事業負担金 681
計	2,876,571	681	2,877,252			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,505,181	317	1,505,498	1 財政調整基金繰入金	317	財政調整基金繰入金 317
計	4,001,648	317	4,001,965			

2 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
7 国民健康保険 繰 出 金	702,688	1,266	703,954	949			317	27 繰 出 金	1,266	国民健康保険特別会計繰出金 1,266	(保険・年金課) 国民健康保険繰出金 1,266 [国県支出金 949] [一 般 財 源 317]
計	10,137,167	1,266	10,138,433	949			317				

第3款 民生費